大阪私立中学校・高等学校図書館研究会会則

第１条（名　称）　本会は大阪私立中学校・高等学校図書館研究会と称する。

第２条（事務局）　本会の事務局は選任された事務局長の所属する学校におく。

第３条（目　的）　本会は、私立中学校・高等学校の図書館活動の充実をはかるため、図書館研究・および研修を行い、あわせて各学校間の図書館業務の経験交流・情報交換をはかり、大阪府下の私立中学校・高等学校の図書館の発展に寄与することを目的とする。

第４条（構　成）
１．本会は大阪私学振興教育研究所の下部組織として、大阪府下にある私立中学校・高等学校に勤務する図書館係の教職員をもって構成する。
２．図書館係を設置していない学校にあっては、図書館係に準じる職務に従事する者をもってこれにあてる。

第５条（事　業）　本会は第３条の目的を達成するために次の事業を行う。
１．学校図書館活動に関する研究・研修
２．私立各学校間の図書館活動の経験の交流および情報交換
３．学校・公共各図書館の見学会および講演会・講習会
４．図書館活動に関する各種刊行物の作成・頒布
５．大阪府私立中学校読書感想文コンクール
６．関係諸機関との連絡提携
７．その他必要と認める事業

第６条（役　員）　本会に次の役員をおく
１．会　　長　　１名
２．副 会 長　若干名
３．会　　計　　１名
４．事務局長　　１名
５．役　　員　若干名
６．会計監査　若干名

第７条（役員選出）
１．会長は大阪私立中学校高等学校連合会加盟校の校長があたる。
２．副会長・会計・事務局長・役員・会計監査は会長が推薦し、総会において承認をうける。

第８条（役員の任務）
１．会長は本会を代表し、会務を統括する。
２．副会長は会長を補佐し、会長に支障のあるときは職務を代行する。
３．会計は、本会の会計事務を処理する。
４．事務局長は、本会の関係事務書類を処理し、会務の推進にあたる。
５．役員は会務を分掌し審議し、その運営にあたる。
６．会計監査は、本会の会計を監査する。
７．役員会は、随時必要あるときに開催し、会務は役員の合議によって行う。

第9条（役員の任期）　役員の任期は１年とし、留任を妨げない。

第１０条（顧　問）　本会は役員会の決定により顧問をおくことができる。

第１１条（会　議）
１．総会は本会の最高決議機関であって、年１回開催し次の事項を決議する。但し必要のあるときは随時に開催することができる。
イ．役員の承認
ロ．事業報告及び決算の承認
ハ．事業計画及び予算の決定
二．その他特に重要な事項
２．会議の議決は出席者の過半数の賛成を要する。

第１２条（会　計）
１．本会の経費は大阪私学振興教育研究所の助成金および寄付金をもってこれにあてる。
２．会計により支出すべき費用は次の通りとする。
イ．会則第１１条による総会・役員会・研究例会等の会場費等
ロ．研究会・研修会に招へいした講師の謝礼・交通費等
ハ．本会の会務運営に必要と認められる諸経費
（通信費・印刷費・図書・文房具類・研究・研修会の資料代）
二．中学校読書感想文コンクール応募者への表彰費
ホ．本会より委嘱した会員の研修会への参加費・旅費等の助成
ヘ．その他役員会に於て支出を認められた費用
ト．会計監査は年１回実施し、総会に於て監査の結果を報告する

第１３条（慶弔規定）
１．会員が国または特に顕著な業績をあげて表彰を受けたときは記念品をおくる。
２．役員が定年退職または管理職に栄転のため退任したときは記念品をおくる。
３．役員が死亡したときは、弔電および香料をおくる。
上記の金品については役員会で決定する。

第１４条（会則の改廃）　本会則の改廃の必要が認められるときは、総会の出席者の過半数の同意があれば改廃することができる。

第１５条（附　則）　本会則は2018年６月13日より実施する。